

**令和7年6月1日改正
熱中症対策義務化への対応**

改正省令による措置義務

対象となる人

熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業に従事する**労働者および同一の作業場の労働者以外の方**

対象となる作業

- ① **WBGT28度以上または気温31度以上の環境下で、**
- ② **連続1時間以上、または1日4時間を超えて、**
実施することが見込まれる作業

報告体制の整備

熱中症の自覚症状を有する場合、熱中症の疑いがある方を発見した場合に、報告する連絡先（電話番号、メールアドレス等）や担当者決めて、**報告体制を整備することが義務化**

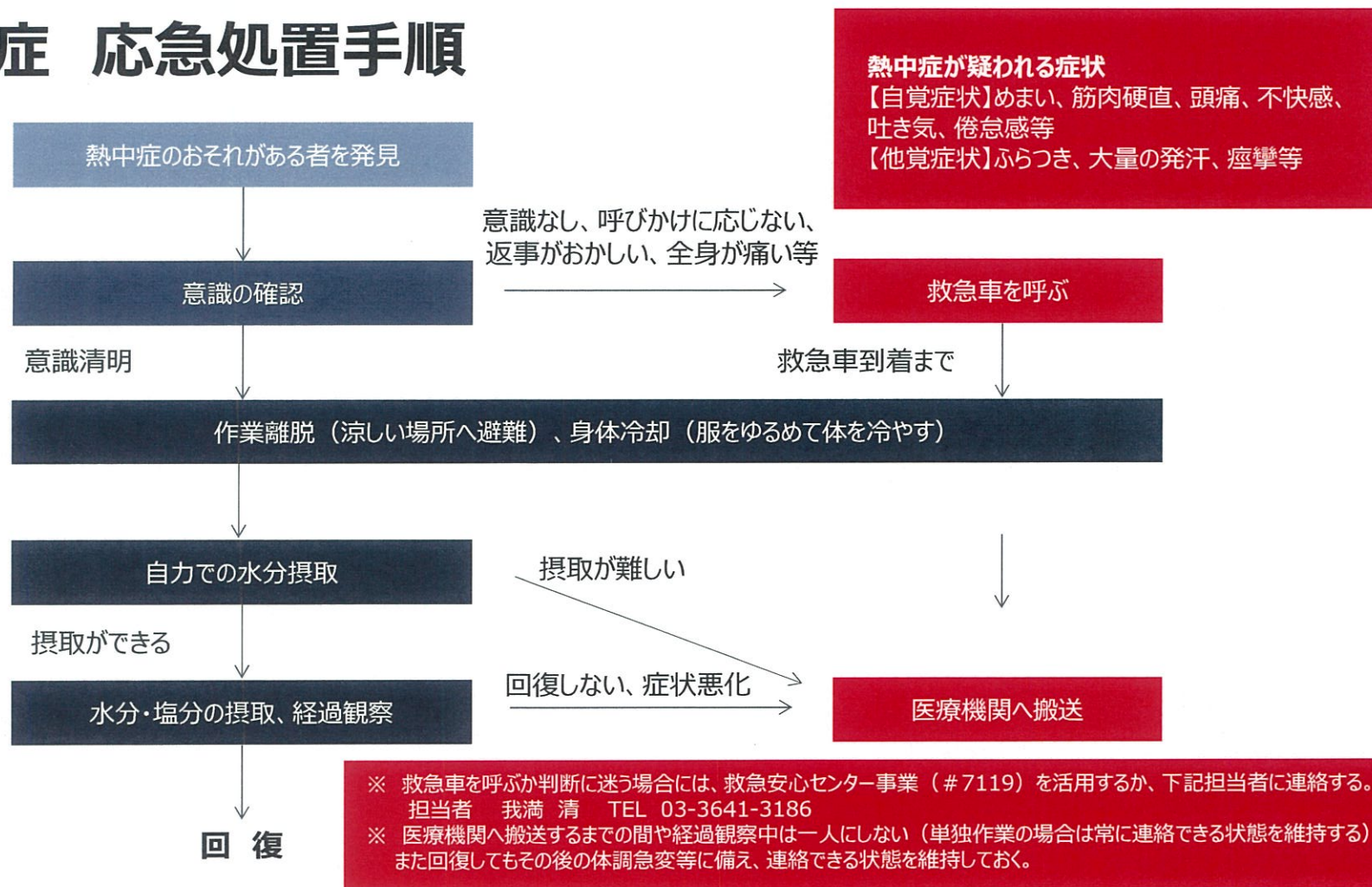
実施手順の作成

作業場ごとに、熱中症のおそれのある者を把握した場合に現場において迅速かつ的確な判断ができるように応急処置の手順をあらかじめ定めておくことが義務化

関係者への周知

熱中症のおそれのある作業に従事する労働者および同一作業場の労働者以外の方に対し、文書を配布する、メール等で送信する、作業場に掲示する、社内イントラネット等で共有するなどして、**「報告体制」、「実施手順」を共有することが義務化**

熱中症 応急処置手順



具体的な措置の内容

WBGT値等の把握	環境省熱中症予防情報サイト (https://www.wbgt.env.go.jp/)やWBGT数値系を用いてWBGT値（暑さ指数）を、気象庁等において気温を把握し、WBGT28度以上または気温31度以上となるおそれがあるかを確認する。
WBGT値の低減	WBGT値28度以上または気温31度以上となる、および基準値を超えるおそれがある場合には、直射日光や高温を避けることができる場所で作業を行う、通風、冷房、除湿設備を設ける（屋内は温湿度調整の措置を講じることが法的義務）、身体強度の低い作業に変更するなどの対応を検討する。
休憩場所の確保	冷房を備えたまたは日陰等の涼しい休憩場所を設ける。当該休憩場所は足を延ばして横になれる広さを確保する。また後述の水分・塩分を補給することができ、身体を適度に冷やすことのできる物品および設備を設ける。
作業時間の短縮	WBGT値28度以上または気温31度以上、および基準値を大幅に超えるおそれがある場合には作業中止を検討する。また、作業の休止時間および休憩時間を確保して、高温多湿環境下での連続作業時間を短縮する。
暑熱順化の対応	暑熱順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響するため、高温多湿環境下で新たに作業する場合や一定期間離れた後に再度作業をする場合には、7日以上かけて暑熱環境での身体負荷や作業時間を長くしていくことが望ましい。
水分・塩分の摂取	水分・塩分の摂取できる物品および設備を設ける。また、自覚症状の有無にかかわらず、作業前後および作業中に定期的な水分・塩分を摂取しているか確認、指導する。
服装対応	熱を吸収し、または保熱しやすい服装を避け、透湿性および通気性の良い服装を着用させる。また体表面を冷却させる備品を付与することも考えられる。
健康診断結果の把握対応	法定健康診断の実施および結果に基づく事後措置はもれなく行う。また熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対しては、主治医や産業医の意見を踏まえて配慮する。
健康状態の確認	作業開始前に作業に従事する者の健康状態を確認する。また作業中は巡視を頻繁に行い、声掛けをして健康状態を確認する。バディ制の採用、ウェアアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡等の措置を講じることが望ましい。
異常時の対応	今回の改正措置を講じる。また熱中症のおそれがある者を発見したときは、報告体制および実施手順に基づき、適切に対処することができるように、教育、周知を徹底する。
労働衛生教育	高温多湿環境下で作業を行わせる場合には、管理者および当該作業員に対し、①熱中症の症状、②熱中症の予防方法、③緊急時の救急処置、④熱中症の事例について教育を行う。
管理者の責務	衛生管理者または安全衛生推進者、現場管理者等に対して、①WBGT値や気温を把握させる、②これに基づくリスク低減対策を検討させ、実施状況を確認させる、③作業開始前に作業に従事する者の体調および暑熱順化の状況を確認させる、④定期的に今回の改正措置の内容を周知し、注意喚起を行わせる、⑤職場巡視等を通じて水分・塩分の摂取状況や休憩取得状況を確認させる、⑥異常時に実施手順に基づき適切な対応を行わせる等の措置を講ずる。
安全・衛生委員会の調査審議	以上の熱中症予防対策については、安全・衛生委員会で調査審議を行わせた上で決定する。

【参考】

改正省令の内容

報告体制の整備および関係者への周知

【安衛則612条の2第1項】

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

実施手順の作成および関係者への周知

【安衛則612条の2第2項】

事業者は、暑熱な場所に置いて連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体のコレ、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

※ 根拠法は安全衛生法22条2号、27条1項